

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 キューピット三本木店

所在地 五泉市三本木字早出3026番

設置者 株式会社キューピット

### 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の位置）に関する届出

公告日 令和6年5月10日

### 3 意見の概要

#### (1) 五泉市からの意見の概要

変更事項について地元町内会及び地元関係者の了解を得るとともに、新設する出入口については、道路管理者や五泉警察署等関係機関と協議し、車両や歩行者の交通安全上支障のないようすること。

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

### 5 縦覧期間

令和6年10月4日から令和6年11月4日まで